

議案第69号

里庄町介護保険条例の一部改正について

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年12月 5 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

介護保険料の納付に係る負担軽減及び利便性向上を図るため、普通徴収に係る納期数を変更し、及び徴収の特例を廃止するために所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例

里庄町介護保険条例（平成12年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

第3条第3項中「暫定賦課に係る納期終了後の」を削る。

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の里庄町介護保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。